

なにわローランド 通所リハビリテーション 利用料金表 1割負担 令和6年11月1日改定

(1)基本となる利用料金

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
提供時間	4-5 時間	¥2,393	¥4,461	¥583	¥677	¥770	¥890	¥1,010
	5-6 時間			¥656	¥779	¥899	¥1,041	¥1,182
	6-7 時間			¥754	¥897	¥1,035	¥1,200	¥1,361
	7-8 時間			¥804	¥953	¥1,104	¥1,282	¥1,455
食費(おやつ含)		¥750		¥750				
日 額		--	--	¥1,786	¥1,948	¥2,112	¥2,305	¥2,493
月額	週1回(月4回)	¥5,700	¥8,047	¥7,144	¥7,791	¥8,447	¥9,221	¥9,972
	週2回(月8回)	--	¥11,047	¥14,288	¥15,583	¥16,895	¥18,441	¥19,944
	週3回(月12回)	--	--	¥21,433	¥23,374	¥25,342	¥27,662	¥29,916
	週4回(月16回)	--	--	¥28,577	¥31,166	¥33,790	¥36,882	¥39,888

※上記日額・週料金は、サービス提供時間帯「7-8時間」で算出しています。

※要支援1・2の月額料金には下記加算を含みます。

- ・「サービス提供体制強化加算Ⅰ:¥93(要支援1)、¥186(要支援2)」
- ・「介護職員等処遇改善」

※要介護1-5の月額料金には下記加算を含みます。

- ・「入浴介助加算(Ⅱ):¥63」
- ・「中重度者ケア体制加算:¥21」
- ・「リハビリテーション提供体制加算:¥30」
- ・「移行支援加算:¥13」
- ・「サービス提供体制強化加算Ⅰ:¥23」
- ・「介護職員等処遇改善」

(2)その他利用料(加算)

介護給付(要介護度1-5)			予防給付(要支援1・2)	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(6ヶ月以内)	¥591 /月		科学的介護推進体制加算	¥42 /月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(6ヶ月超)	¥253 /月		栄養アセスメント加算	¥53 /月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(6ヶ月以内)	¥626 /月		口腔機能向上加算(Ⅰ)	¥158 /月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(6ヶ月超)	¥288 /月		口腔機能向上加算(Ⅱ)	¥169 /月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(6ヶ月以内)	¥837 /月		栄養改善加算	¥211 /月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(6ヶ月超)	¥499 /月		一体的サービス提供加算	¥506 /月
リハビリテーションマネジメント加算(対象者は上記Ⅰ～Ⅲの加算に付加)	¥285 /月		退院時共同指導加算	¥633 /回
短期集中個別リハビリテーション加算	¥116 /回		サービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援1)	¥93 /月
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	¥254 /月		サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	¥186 /月
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	¥2,026 /月		介護職員等処遇改善加算	---
退院時共同指導加算	¥633 /回			
入浴介助加算(Ⅰ)	¥42 /回			
入浴介助加算(Ⅱ)	¥63 /回			
移行支援加算	¥13 /回			
重度療養管理加算	¥106 /回			
栄養アセスメント加算	¥53 /月			
栄養改善加算(月2回)	¥211 /回			
口腔機能向上加算(Ⅰ)(月2回)	¥158 /回			
口腔機能向上加算(Ⅱ)Ⅰ(月2回)	¥164 /回			
口腔機能向上加算(Ⅱ)Ⅱ(月2回)	¥169 /回			
中重度者ケア体制加算	¥21 /日			
科学的介護推進体制加算	¥42 /月			
送迎未実施減算(片道)	▲ ¥50 /回			
サービス提供体制強化加算Ⅰ	¥23 /日			
リハビリテーション提供体制加算	4-5時間	¥17 /回		
	5-6時間	¥21 /回		
	6-7時間	¥25 /回		
	7時間以上	¥30 /回		
介護職員等処遇改善加算	---			

(3)保険外費用(介護給付・予防給付共通)

理美容代(カット)	¥3,300 /回	理美容代(パーマ)	¥6,600 /回
尿取りパット	¥30 /枚	紙パンツ	¥150 /枚
学習療法教材費	¥2,310 /月	100円喫茶(喫茶週間のみ)	¥100 /杯

※介護サービス費及び加算料金は、期間あたりの保険単位計算になりますので、利用日数により金額(端数)が変わります。

※加算については個々の対応となりますので、施設相談員までご相談ください。

※「介護職員等処遇改善加算」は、総介護サービス費に86/1000が加算されます。